

競技規則 HP 掲載からの修正・追加事項

- 目次 別紙 15 条① 競技の要領 (坐射)  
15 条② 競技の要領 (立射)

P3 15 条 行射方法は、競技の要領で行う。(要領は別表 15 条①②)

P4 第 20 条 (2) (オ) 羽丈 (羽根の長さ) は近的競技は 13cm～15cm、遠的競技は 9cm～15cmとする。

同 (コ) 板付はかぶせ式とし、平題形…

同 補足説明

\* 日本弓に…

~~矢の太さは、一文字を基準にして一番太い所 (箆の真中辺り) で計測する。~~ 削除

\* 「諸弾・角入り三本弾」は、控があるものと見做す。中学生・高校生など初心者については「柔帽子、和帽子」の使用を認める。ただし…

第 21 条 2) 下記の大会については男子・女子ともに弓道衣[白筒袖、黒袴および白足袋]とする。

同 補足説明

\* 服装の色合いについては、第 21 条 2) と特に大会要項で指定される場合を除き定めない。

\* 筒袖の袖の長さは肘程度が望ましい。

P5 \* 国民体育大会少年種別の紺袴は大会要項により認める。

第 24 条補足説明

\* 候申は 2 本以上使用することが望ましい。

P6 第 27 条 2) B. (エ) 塚に届かなかった掃き矢は全体の最下位とし、複数の場合は的中心からの距離が近い矢を上位とする。

第 27 条補足説明

\* 矢所とは矢の最初の着点をいう。

\* 判定が出来ない場合は再度競射を行う。

P12 別紙 15 条① 競技の要領 (坐射)

P 14 別紙 15 条② 競技の要領 (立射)

P16 矢の図解

板付がかぶせ式であることが明確に分かるように修正する。

※この他、条文の誤植等簡易な修正を加えました。